令和7年度　新宿区育児休業復帰支援事業
に係る交通費助成について（ご案内）

新宿区では、育児休業復帰支援事業の利用の際にベビーシッターがご自宅まで伺うための交通費（以下「交通費」といいます。）について、その一部または全部を助成します。

１　助成対象者（以下の要件をいずれも満たす方）

- 利用月の初日に新宿区に居住し、住民登録があること。
- 他の保育園、子ども園、地域型保育事業、認証保育所等を利用せずに育児休業復帰支援事業を利用している（した）こと。

２　助成金額

１月あたり２万円を上限とします。
※交通費が２万円を超える場合、その超過分は自己負担となります。
※交通費が２万円未満の場合は、実際に支払った額が助成額となります。

３　申請方法

新宿区から送付する申請書に記入・捺印のうえ、必要書類を添付して区に持参又は郵送してください。申請書は、新宿区のホームページからもダウンロードできます。
【必要書類】⑴ベビーシッターが利用者の居宅まで通うために要した経費が確認できる、ベビーシッター事業者が発行した交通費等の領収証（事業者が利用の翌月末までに発行するもの）、⑵預金通帳またはキャッシュカードの写し（口座番号が確認できるもの）

４　申請書の提出期限

（１）第１回：令和７年４月から令和７年７月までのご利用分について
令和７年９月５日（金）【必着】まで
（２）第２回：令和７年８月から令和７年１１月までのご利用分について
令和８年１月９日（金）【必着】まで
（３）第３回：令和７年１２月から令和８年３月までのご利用分について
令和８年５月７日（木）【必着】まで

<u>※必要事項が全て記入され、必要書類が添付された申請書が、保育課運営係に到達している必要があります。</u>上記に指定する提出期限までに受領した分について、原則として当月中に交付の可否をお知らせします。

５　助成金の交付時期について

「４　申請書の提出期限」に定める各期限までに受領した分について、下表に定める支払日までに申請者が指定した口座に振り込みます。

	第１回（令和７年４月から７月までのご利用分）	第２回（令和７年８月から 11 月までのご利用分）	第３回（令和７年１２月から令和８年３月までのご利用分）
支払日	令和７年１０月末日まで	令和８年２月末日まで	令和８年５月末日まで

〇申請書提出先・問い合わせ先
〒160-8484 新宿区子ども家庭部保育課運営係（本庁舎２階 14 番窓口）
電話：03-5273-4525（直通）FAX：03-3209-2795